

平成 1 9 年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成 1 9 年 6 月

担当部局名：行政評価局総務課、政策評価官室

<p>施策名</p>	<p>政策評価の推進による効果的かつ効率的な行政の推進及び国民への説明責任の徹底</p>		<p>政策体系上の位置付け 1 行政改革の推進 政策 3</p>																									
<p>施策の概要</p>	<p>「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づき、各府省は、所掌する政策について自ら評価を実施。総務省は、各府省において政策評価が円滑かつ着実に実施されるよう政策評価制度を推進するとともに、府省の枠を超えた全政府的な立場から、政策の統一性・総合性を確保するための評価（統一性・総合性確保評価）及び各府省の政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動（客観性担保評価活動）を実施。</p>																											
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】 (1) 必要性 政策の効果を点検し、その不断の見直しや改善を図る上で、各府省における評価の実施及びその実効性を高めるための仕組みは、必要不可欠。 (2) 有効性 下記のとおり、測定指標に係る目標は達成しており、有効性は認められるが、引き続き、充実・強化を図るための取組が必要。 (3) 効率性 総務省が行う統一性・総合性確保評価については、処理に長期間を要しており、評価結果の早期の政策への反映を図るために、一層の効率性の向上が必要。 (4) 反映の方向性 ・重要政策に関する評価の実効性を確保する仕組みの検討 ・規制の事前評価の円滑な実施の推進 ・政策評価フォーラムの開催等広報の積極的な展開 等</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="339 954 1390 1323"> <thead> <tr> <th>基本目標</th> <th>主な指標</th> <th>目標値</th> <th>目標年度</th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>基本目標・指標の設定根拠・考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">各府省及び総務省における政策評価の適切な実施及び質の向上並びに評価結果の政策への適時・的確な反映により、効果的かつ効率的な行政が推進されるとともに、政策評価に関する情報の公開により、国民への説明責任の徹底が図られること。</td> <td>各府省における評価の実施及び質の向上(実績評価方式における目標の数値化等の割合)</td> <td>対前年度比増</td> <td>18年度</td> <td>55.5%</td> <td>54.6%</td> <td>57.2%</td> <td rowspan="2">効果的かつ効率的な行政は政策評価の的確な実施を始めとする取組を通じて実現されるものであり、各府省において、これに資する政策評価が行われていることが重要である。したがって、各府省における評価の実施状況及び質の向上の状況を本政策の指標として設定する。 国民への説明責任は、基本的には政策評価に関する情報の公表によって果たされるものであるが、説明責任の徹底状況は、国民の政策評価に関する認識及び政策評価の活用状況によって判断されるものであることから、認識及び活用状況を本政策の指標として設定する。</td> </tr> <tr> <td>国民の政策評価に関する認識及び政策評価の活用状況(アンケートでの「政策評価について知っている」との回答割合)</td> <td>対前年度比増</td> <td>18年度</td> <td>-</td> <td>51.1%</td> <td>60.0%</td> </tr> </tbody> </table>						基本目標	主な指標	目標値	目標年度	16年度	17年度	18年度	基本目標・指標の設定根拠・考え方	各府省及び総務省における政策評価の適切な実施及び質の向上並びに評価結果の政策への適時・的確な反映により、効果的かつ効率的な行政が推進されるとともに、政策評価に関する情報の公開により、国民への説明責任の徹底が図られること。	各府省における評価の実施及び質の向上(実績評価方式における目標の数値化等の割合)	対前年度比増	18年度	55.5%	54.6%	57.2%	効果的かつ効率的な行政は政策評価の的確な実施を始めとする取組を通じて実現されるものであり、各府省において、これに資する政策評価が行われていることが重要である。したがって、各府省における評価の実施状況及び質の向上の状況を本政策の指標として設定する。 国民への説明責任は、基本的には政策評価に関する情報の公表によって果たされるものであるが、説明責任の徹底状況は、国民の政策評価に関する認識及び政策評価の活用状況によって判断されるものであることから、認識及び活用状況を本政策の指標として設定する。	国民の政策評価に関する認識及び政策評価の活用状況(アンケートでの「政策評価について知っている」との回答割合)	対前年度比増	18年度	-	51.1%	60.0%
基本目標	主な指標	目標値	目標年度	16年度	17年度	18年度	基本目標・指標の設定根拠・考え方																					
各府省及び総務省における政策評価の適切な実施及び質の向上並びに評価結果の政策への適時・的確な反映により、効果的かつ効率的な行政が推進されるとともに、政策評価に関する情報の公開により、国民への説明責任の徹底が図られること。	各府省における評価の実施及び質の向上(実績評価方式における目標の数値化等の割合)	対前年度比増	18年度	55.5%	54.6%	57.2%	効果的かつ効率的な行政は政策評価の的確な実施を始めとする取組を通じて実現されるものであり、各府省において、これに資する政策評価が行われていることが重要である。したがって、各府省における評価の実施状況及び質の向上の状況を本政策の指標として設定する。 国民への説明責任は、基本的には政策評価に関する情報の公表によって果たされるものであるが、説明責任の徹底状況は、国民の政策評価に関する認識及び政策評価の活用状況によって判断されるものであることから、認識及び活用状況を本政策の指標として設定する。																					
	国民の政策評価に関する認識及び政策評価の活用状況(アンケートでの「政策評価について知っている」との回答割合)	対前年度比増	18年度	-	51.1%	60.0%																						
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等 行政改革の重要方針</p>	<p>年月日 平成17年12月24日閣議決定</p>	<p>記載事項(抜粋) 8 政策評価の改善・充実 政策評価の改善・充実を図るため、「政策評価に関する基本方針」(平成13年12月28日閣議決定。平成17年12月16日改定。)等を踏まえ、以下のアからウを始めとする取組を積極的に進める。 ア 施政方針演説等で示された内閣の重要政策を踏まえ、各府省の政策の体系化を図り、それらに応じた政策評価の重点化・効率化を推進する。 イ 政策評価の質の一層の向上を推進するため、政策体系の明示や達成目標の定量化、データ等の公表等に取り組むとともに、政策評価と予算・決算との連携強化を図る。 ウ 政策評価の結果を国民に分かりやすく伝えるよう評価書等の改善を進めるなどにより、国民への説明責任を徹底する。</p>																									
	<p>規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)</p>	<p>年月日 平成18年3月31日閣議決定</p>	<p>II 17年度重点計画事項 3 規制の見直し基準の策定等 2 規制影響分析(RIA)の義務付け 各府省は引き続き、RIAの試行を積極的に実施するとともに、総務省は引き続き、その実施状況の把握・分析や調査研究を通じて、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」の枠組みの下で、規制について事前評価を義務付けるため必要な措置を講ずる。 【平成18年度措置】 また、各府省は、事前評価の義務付けに至らない規制についても、積極的かつ自主的にこれを行うよう努めることとし、総務省はこれを促進するために必要な措置を講ずる。【平成18年度措置】</p>																									